

ヴェラ・ドレイク

2005(平成17)年8月1日鑑賞(テアトル梅田)

★★★★★



監督・脚本＝マイク・リー／出演＝イメルダ・スタウトン／フィル・デイヴィス／エイドリアン・スカーボロー／ヘザー・クラニー／ダニエル・メイズ／アレックス・ケリー／エディ・マーサン／ルース・シーン／サリー・ホーキンス／レスリー・シャープ／ヘレン・コーカー／ピーター・ワイト（東京テアトル配給／2004年フランス・イギリス・ニュージーランド合作映画／125分）

……人工妊娠中絶「王国」日本と異なり、イギリスでは宗教的な価値観もあって人工妊娠中絶は昔から犯罪！　そこで横行したのがヤミ（非合法）の堕胎だが、心優しいヴェラ・ドレイクがそんな行為をくり返したのは一体なぜ……？　舞台は1950年のロンドン。ヴェラ・ドレイクの逮捕から物語は急転換し、観客はハラハラドキドキ……。しかし、弁護士の私としては、率直に「ギルティ」と認めるのではなく、「ナット　ギルティ」と争うドラマを期待したのだが……。



『ハウル』を破って金獅子賞に！

2004年の第61回ベネチア国際映画祭に出品された宮崎駿監督の『ハウルの動く城』は1997年の第54回における北野武監督の『HANA - BI』に続いて金獅子賞の獲得が期待されていたが、結果は、この『ヴェラ・ドレイク』が獲得。さらにイメルダ・スタウトンは主演女優賞も獲得した。私は『ハウルの動く城』を全然評価していなかったので、その落選は当然と思ったが、この『ヴェラ・ドレイク』も地味な映画で、日本では全くその内容が伝えられていなかったもの。その作品が今上映され、新聞紙上でもかなりの評判を呼んでいたが、例によってこんな地味な映画を上映するのは「テアトル梅田」1館だけ。それでもほぼ満席という状況で、私はうれしい限り。さてその出来は……？

人工妊娠中絶王国ニッポン

日本では1948年の「優生保護法」の成立によって、人工妊娠中絶は合法とされ自由に……。したがって、「性の自由化」と相まって、日本が世界一の堕胎天国となっていることは周知の事実。学校教育や性教育のあり方などという議論は、とっくの昔にふっ飛んでしまい、今や「何でもあり」のフリーセックス大国ニッポンが誕生しているのでは……？

これに対して、カトリックの宗教色が強いイギリスでは、パンフレットからの「受け売り」によれば、

①1861年に制定された“いかなる場合でも中絶は犯罪とされ、たとえ医療目的でも、3年から無期の懲役を科す”という厳しい法律が適用され、人工妊娠中絶は法律で禁じられていた

②1929年に“妊娠・出産が母体の命を脅かす危険があると医師が診断した場合のみ合法とする”と改正されたが、手術費は高額で、貧しい人々は非合法の堕胎に頼るしかなかった

③1967年の改正によってようやく中絶は合法化された
とのこと。

故意とは？「法律の錯誤」とは？

私が昔勉強したところでは、刑法上、故意とは「行為者が構成要件に該当する客観的事実を表象し、かつその事実の発生を認容すること」と定義されている。他方、刑法理論には「事実の錯誤」と「法律の錯誤」あるいは「違法性の認識」という難しいテーマがある。前者のうち、たとえば「人を殺す」というのは純粹の事実であるが、「他人の財物を窃取する」という場合の「他人の」ものであるかどうかは法律的な事実である。しかし、これはあくまで「事実の錯誤」として「故意を阻却」することになる。他方、刑法はその38条3項で「法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない」と規定しているが、これが「法律の錯誤」の問題であり、「法の不知は害する」「法律の不知は何人をも許さない」などの法格言と言われるものである。

そして刑法理論では、「法律の錯誤」は故意を阻却せず、有責性が認められれば犯罪成立となる。以上は、司法試験の受験生なら誰でも知っている刑法の基礎知識だが、一般には容易にわからず、なじみの薄い議論だろう。しかし、この法律論からヴェラの行為を見れば、ヴェラがしたのは「人助け」であり、刑法上犯罪とされている堕胎行為ではない。こういう主張（弁解）が通るのか否か？　そういう観点からも、ヴェラの行為を考えてみたいものだ。

「人助け」か、それとも犯罪か？

アメリカやイギリスの法廷では、裁判官から被告人に対して「ギルティ or ナット ギルティ」という「問いかけ」がなされる。そして私は秘かに、この映画でヴェラは、「私は人助けをしたのであって、罪を犯したのではない」という「叫び」とともに、「ナット ギルティ」という「答弁」が出ることを期待していた。そしてその場合は、陪審員によって、有罪・無罪の判断が下されることになる。しかし実際は……？

イギリスの弁護士は barrister（法廷弁護士）と solicitor（事務弁護士）にランク付けされるとともに、イギリスの法廷は「かつら」に典型的に象徴されるように、きわめて厳粛（？）なもの。そして、「有罪答弁」（guilty plea）をした被告人は、陪審員による裁判ではなく職業裁判官のみの裁判を受けることになるが、ヴェラのような労働者階級の貧しい人たちにとっては、弁護士をつけるだけでも大きな負担になることは明らか。この映画では、それでもかなり立派な barrister がヴェラの弁護をしたが、それでも結果は……？

仲介者の罪は？

ヴェラが言うように、ヴェラがしていたのは若い娘さんたちへの「人助け」。いくら法律で人工妊娠中絶を禁止しても、その「ニーズ」がある限りヤミでの非合法な堕胎行為がなくなるのは当然。その行為による危険性がどの程度あるのか私にはよくわからないが、ヴェラはホントに「人助け」と信じて、「注文」があれば快くそれに応じていたもの。また、ヴェラは「人助け」なのだから、1 銭たりともお金をもらっていないし、お金を要求することなど考えたこともない。

このようなヴェラの、夫や子供たちに内緒にしたこの「人助け」は、すべての人に対して示すヴェラのやさしさから生まれた行為であることがわかるだけに、その逮捕にはかなり釈然としないものが……？ 他方、その仲介者は……？

長い間にわたって毎度ヴェラへ「お客さん」を仲介していたのはリリー（ルース・シーン）だが、実はリリーはお客さんから2ギニーの手数料をとっていた。映画ではこのリリーの罪は描かれていないが、リリーは一体どのような罪で、どのくらいの刑に処せられるのだろうか……？ 私としてはそこにも興味が……？

なぜ人工妊娠中絶はダメ？

この映画には、労働者階級らしい暮らしのヴェラたち家族と対照的に、ヴェラが家政婦として働いている裕福な家庭の娘スーザン（サリー・ホーキンス）の姿が描かれる。見かけ上スーザンたち家族は幸せそうだが、スーザンのデートの日にかを訪れたボーイフレンドは、両親が出かけた後、強姦同然にスーザンを……？ 気の弱いスーザンはこれを訴えることもできず、やむなくひとりで医者へ……。そしてそこで医者から伝えられる人工妊娠中絶の実態は……。なぜ人工妊娠中絶がダメなのかを、真剣に考えさせるいい素材……？

なぜ、バレた？

この映画には、リリーからの仲介に応じて、黙々と（？）娘さんたちの人助けに協力するヴェラの姿が描かれるが、これは正規の医師たちからみれば危険きわまりない行為で、糾弾されるべきもの。ヴェラは自分の処置方法に自信をもっており、危険はないと断言していたが、ある日、処置をした1人の娘の身に危険が……。その少女の母親ジェシー・バーンズ（レスリー・シャープ）は、急きょ駆けつけてきた医師の追及の前についに……。ヤミからヤミにすべてがうまく運ぶはずはなく、いつかバレる日がくるのは当然……？

幸せの絶頂から一気に……？

今日はヴェラたちにとって人生最良の日。すなわち今日、ヴェラとスタン（フィル・デイヴィス）夫婦の家に集まったのは、息子のシド（ダニエル・メイズ）

と娘のエセル（アレックス・ケリー）の他、ひょうたんからコマのようにエセルと結婚することになったレジー（エディー・マーサン）とスタンの弟夫婦のフランク（エイドリアン・スカーボロー）とジョイス（ヘザー・クラニー）。そしてそこで発表されたのは、ジョイスが妊娠したこと。エセルの結婚に続く、新しい家族の誕生というニュースにみんなは大喜び……。

そんな楽しい食事が始まろうとするちょうどその時に、ヴェラのアパートを訪ねてきたのが、ウェブスター警部（ピーター・ホワイト）とヴィッカーズ巡査（マーティン・サヴェッジ）、そしてベスト婦警（ヘレン・コーカー）の3人。警察の登場に対して、ヴェラ以外の家族は全く事情がわからず、当惑するばかりだったが、さすがにヴェラは事態を把握。そして、ここから物語は後半へ、そしてクライマックスへ……。

夫婦の信頼とは……？

ウェブスター警部による事情聴取と逮捕。そして起訴。そのドラマを、この映画は静かだが迫力いっぱい伝えてくる。ヴェラの夫のスタンは事態を心配しながらも、当然当初はカヤの外に。しかしヴェラの口からヴェラの秘密を聞かされた時スタンは……？

ここから感心するのは、夫婦の信頼の強さと、貧しい労働者階級ながら夫婦間、父子間そして兄弟間での話し合いの合理性……。日本ではこんな事態になれば、まずは怒鳴り合ったり、イスを投げ合ったりという家庭騒動を想定しなければならないところだが、ヴェラの家族たちは……？ イザという事態になった時に、はじめて試される夫婦の信頼にホトホト感心……。

たくさんの称賛の声だが……？

第61回ベネチア国際映画祭の金獅子賞をはじめ、数多くの賞を受賞したこの『ヴェラ・ドレイク』に対しては当然称賛の声も多く、パンフレットにも著名人からの代表例（？）が掲載されている。たしかに登場人物たちの役になり切った演技はお見事そのもの。さらに1950年という時代のロンドンにおける労働者たちが住むまちなみや、ヴェラ夫婦たちの生活ぶり、そして何よりもヴェラのやさし

さや貧しいけれどもその家族たちの幸せな暮らしぶりは、本当に見事に描かれている。そしてその幸せな様子と映画後半の絶望的状况とのコントラストは実に見事なもの。

しかし、ヴェラによる堕胎行為と逮捕・裁判についての弁護士としての私の意見は前述のとおりだが、その点についての著名人たちの評価はさまざま……。というより私に言わせれば、多分十分にその法律上の論点をわかっていないため、非常に不明確……。中でも納得できないのは、俳優の香川照之氏の「ラストカットも唸る」との評価。私は逆で、むしろこの物語のラストはちょっとあっけなさすぎると感じたのだが……？

2005(平成17)年8月3日記

第4章

そろそろ勉強の時間

『ヴェラ・ドレイク』から学ぶ法律

私の映画評論本『シネマルーム』の出版も既に7冊。弁護士稼業との二足のわらじを目指す私としては映画評論と法律の学習を兼ねた教科書の出版が次の目標だ。たとえば、「尊厳死」なら『海を飛ぶ夢』や『ミリオンダラー・ベイビー』、「保険金詐欺」なら『黒い家』、「二重処罰の禁止」なら『ダブル・ジョパディー』など、そのネタはいくらでもある。

そんな観点から私が注目したのは、04年のベネチア国際映画祭で『ハウルの動く城』を押さえて金獅子賞を獲得した『ヴェラ・ドレイク』。日本が、1948年の「優生保護法」の成立と戦後の「性の自由化」によって世界一、ノー天気で安易な堕胎天国となっていることは周知の事実。しかしキリスト教国イギリスでは、

1929年に妊娠・出産が母体の生命を脅かすと医師が診断した場合にのみ合法と改正されるまでは、いかなる場合も中絶は罪とされていた。また改正後も医師による手術は高額であったた



め、1967年にそれが合法と改正されるまでは、貧しい人々は非合法の堕胎に頼らざるをえなかったとのこと。

そこでヴェラおばさん(?)の登場だ。舞台は1950年のロンドン。労働者階級のヴェラは、家政婦をして夫を助けながら2人の子

供を育てている貧しいながらも幸せな家庭の主婦。夫や子供の信頼も抜群だ。しかし、このヴェラにはある秘密があった。それは、必要に迫られての若い娘さんたちの「人助け」……？ ヴェラは仲介人からの「注文」に無報酬で快く応じていたが、ある日ある娘さんの身に異変が。家族と親戚が集まった最良の日は、刑事の登場によって大転換。以降ヴェラと家族たちの人生は一転して悲しみ一色に染まることに。逮捕・取調べ・起訴そして「ギルティ or ナット ギルティ」の問いに対してヴェラは？

残暑を避け、クーラーの効いた映画館の中でこんな名作を観ながら、しっかりと堕胎の罪についての法律と人生そのものについて勉強したいものだ。

(弁護士 坂和章平)

映画

産経新聞 平成17(2005)年8月30日